




償却期間申告期限

申告書の提出期限は

令和 5 (2023) 年

1 / 31 (火)

を役場税務住民課へ提出してください
※当日消印有効



※償却資産とは
その事業のために使用している土地・家屋以外の事業用資産（構築物、機械、備品等）をいい、固定資産税が課税されま
す。ただし、家屋評価で課税された家屋、自動車税・軽自動車税の課税対象となつた事業資産は対象外です。

個
人や会社で工場や商店、農林業等を営んでいる人は、資産の多少にかかわらず、毎年償却資産（※）の申告が必要です。申告された償却資産は、法人税・所得税の申告の際に減価償却費として計上できます。

下記問合せ先より、役場税務住民課へ問合せください。
※申告書は2部となつていますので、1部（提出用）を提出してください。
なお（控用）に受付印が必要な場合、2部とも提出してください。（郵送で提出する場合は、返信用切手を貼った封筒を同封してください）

昨年申告した人の場合
令和4年12月にお送りした「償却資産申告書」及び「種類別明細書」に資産の増減を追記し、提出してください。
償却資産を所有していても申告書が届かない人、今回初めて申告する人

申告の方法
今回対象となるのは、令和5年1月1日現在に所有している事業資産です。下の表を参考に償却資産申告書を作成し、役場税務住民課へ提出してください。

区分	主な償却資産の例
構築物	看板・ネオンサイン、外構工事（門、フェンス、堀、緑化施設等）、駐車場の舗装、庭園、屋外の給排水設備、内装・造作（家屋と設備等の所有者が異なる場合）、プレハブ等
建物附属設備	受変電施設、発電機設備、太陽光発電（据置タイプ）、カーテン、ブラインド等
機械・装置	冷凍・冷蔵機器、加工製造機械、洗車機、農機具（コンバイン・トラクター、田植機等）、フォークリフト等建設機械、石油・廃油タンク等
車両・運搬具	大型特殊自動車、構内運搬機、貨車・客車等
工具・機器・備品	ルームエアコン（壁掛け型）、パソコン等OA機器、医療機器、レジスター、応接セット、キャビネット、陳列棚、ショーケース、事務机・椅子、冷蔵庫、室内装飾品、小型発電機、金型、旅館用設備、自動販売機等

問合せ先 役場税務住民課 ☎ 75-4117